役員及び評議員の報酬並びに 費用弁償に関する規程

社会福祉法人花園福祉会

社会福祉法人花園福祉会 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人花園福祉会(以下「法人」という)の定款第9条及び第23条の規定に 基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という)に関し必要な事項を定める ことを目的とする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1)役員とは、定款第16条基づき置かれる理事及び監事をいう。
 - (2)常勤役員とは、役員のうち、常時法人の業務に従事し、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
 - (3)非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。非常勤役員のうち、理事は非常勤理事及び監事は非常勤監事をいう。
 - (4)評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
 - (5)報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
 - (6)費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいい、報酬とは明確に区分するものとする。

(報酬の支給)

- 第3条 法人は、役員及び評議員に職務執行の対価として、勤務形態に応じて、次の通り報酬を支給することができる。
 - (1)常勤役員について、報酬を支給することができる。
 - (2) 非常勤役員について、業務に応じた報酬を支給することができる。
 - (3)評議員について、定款第9条で定める金額の範囲内で、業務に応じた報酬を支給することができる。

(報酬額の算定方法)

- 第4条 常勤役員に対する報酬の額は、別に定める額とする。
 - 2 非常勤役員に対する報酬の額は、別に定める額とする。
 - 3 評議員に対する報酬の額は、別に定める額とする。

(交通費、旅費等)

第5条 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は、長寿苑職員の通勤 手当支給基準に準ずる。職員を兼務している常勤役員に対しても職員としての通勤手当支給基準を 適用するものとし、重複して支給しない。 2 役員及び評議員には、理事会・評議員会への出席やその他職務遂行に伴い実施する出張に要する 旅費(宿泊費を含む)を、旅費規程に基づき、旅費として支給することができる。職員を兼務してい る役員(評議員は、職員を兼務できないため除く)に対しても役員としての支給基準を適用するもの とし、重複して支給しない。

(費用弁償)

第6条 役員及び評議員が職務遂行に伴い負担した費用等の諸経費は、その使途を明記した領収書等をもって実費を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

- 第7条 常勤役員に対する報酬等の支給方法及び支給時期は、職員の給与の支給方法及び支給日に準ずる。
 - 2 非常勤役員及び評議員に対する報酬等は、必要の都度、現金で支払うものとする。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第8条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から支給する。
 - 2 役員及び評議員の報酬で、月額で定めるものは、次の各号に準じて計算する。
 - (1)就任、退任した場合は、就任した日から又は退任した日までの現月の実日数を基礎とした日割りにより計算する。
 - (2)死亡によって退任した場合は、1か月未満を1か月に切り上げて計算する。

(端数の処理)

第9条 この規程により算出した報酬額に1円未満の端数が生じた時は、端数についてこれを切り捨てる。

(公表)

第10条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準 として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

平成30年11月7日に一部変更、施行する。

別表

(非常勤役員の報酬)

(1)理事

区分	報酬(日額)
理事会等会議への出席、その他法人及び施設業務のための出勤	10,000
(概ね1日6時間以内)	10,000円
上記業務	15 000 III
(概ね1日6時間を越える長時間)	15,000円

(2)監事

区分	報酬(日額)
理事会等会議への出席、その他法人及び業務のための出勤	10,000円
(概ね1日6時間以内)	
監事監査等への出席	10,000円
(概ね1日6時間以内)	
上記業務	15,000円
(概ね1日6時間を越える長時間)	

(評議員の報酬)

区分	報酬(日額)
評議員会等会議への出席、その他法人及び施設業務のための出勤 (概ね1日6時間以内)	10,000円
上記業務 (概ね1日6時間を越える長時間)	15,000円

(常勤役員の報酬)

役職名	報酬(月額)
理事長	396,000円
理事	330,000円

職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬を支給する。